

お知らせ



北海道庁からのお知らせです 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当 認定診断書を作成される医師の皆さまへ

特別児童扶養手当の内部障害（血液・造血器疾患）、障害児福祉手当・特別障害者手当の内部障害（血液疾患）の認定基準及び認定診断書の様式を平成30年4月1日から変更します。

このことについては、厚生労働省から基準及び様式変更の通知があったためお知らせするものです。平成30年4月1日以降に作成される該当手当認定診断書については変更後の様式を使用願います。認定基準の詳細は北海道庁ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

- 北海道のホームページ>保健福祉部>障がい者保健福祉課
>お知らせ>医療機関と医師の方
URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>
改正後診断書の請求等は当課又は管内振興局社会福祉課にご連絡願います。

問い合わせ先
福祉局障がい者保健福祉課
基盤グループ（担当：伊藤）
代表：011-231-4111
（内線：25-733）
直通：011-204-5264

お知らせ



北海道庁からのお知らせです 身体障害者手帳 診断書・意見書を作成される医師の皆さまへ

身体障害者手帳の認定要件である「永続する」障害とは、
「その障害が将来とも回復する可能性が極めて少ないものであれば足りる」
という趣旨であって、
将来にわたって障害程度が不変のものに限られるものではありません。

このことは、すでに身体障害認定基準で示されておりますが、厚生労働省からの通知により、改めてお知らせするものです。

詳細は北海道庁ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

- 北海道のホームページ>保健福祉部>障がい者保健福祉課
>身体障害者福祉法指定医師の手引

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/syofuku/isitebiki/1tebiki-mokuji.htm>

問い合わせ先
福祉局障がい者保健福祉課
基盤グループ（担当：吉本）
代表：011-231-4111
（内線：25-733）
直通：011-204-5264